

J-Basket 会員の皆様へのおしらせ

2017年3月31日(金)より株式会社JCBトラベルをJ-Basketサービス運営会社に加え、会員の皆様へこれまで以上に旅を楽しむサービスをお届けしてまいります。これに伴い、J-Basket会員規定およびカード会員規約を改定いたします。

【J-Basket会員規定：新旧対比表】 主な改定箇所は次のとおりです。
 【赤字部分】改定または追加になった箇所【青字部分】削除になった箇所【緑字部分】前号より変更になった箇所

現行	改定後
第1条 (名称) 「J-Basket」(以下「本サービス」という)は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)が運営するサービスの名称です。	第1条 (J-Basketサービス) 1. 「J-Basket」(以下「本サービス」という)は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)および株式会社JCBトラベル(以下「JCBトラベル」といい、JCBと併せて「サービス運営会社」という)が運営するサービスの名称です。 2. 本サービスは、両社(次条第1項に定めるものをいう。以下同じ)所定のJCBカードにかかる会員規約(以下「会員規約」という)に定める付帯サービスとして、会員に提供されるサービスです。 3. 「J-Basket」会員規定(以下「本規定」という)は、本サービスにかかる会員と両社との間の契約関係について定めるものです。本規定に定めのない事項については、会員規約が適用されます。また、本規定において用いる用語は、特に定めのない限り、会員規約の用語に従うものとします。
第2条 登録会員 1. JCBまたはJCBと提携するカード発行会社(以下「提携会社」という)が発行するJCBカードの会員資格を有する本会員または家族会員の方で、JCB所定の方法にて本サービスへの登録を申し込み、JCBが認めた方を本登録会員とします。 2. 前項の登録申し込みの際にお届けいただいたJCBカードの本会員または家族会員で、かつ本登録会員以外の方が、JCB 所定の方法にて本サービスへの登録を申し込み、JCB が認めた方を追加登録会員とします。 3. 第1項の登録申し込みの際にお届けいただいたJCBカードとは異なるJCBカードにて本サービスのご利用を希望される場合は別途登録が必要となります。	第2条 登録会員 1. JCBまたはJCBクレジットカード取引システムに参加するJCBの提携会社(以下「提携会社」といい、JCBと併せて「両社」という)が発行するJCBカードの会員資格を有する本会員または家族会員の方で、サービス運営会社所定の方法にて本サービスへの登録を申し込み、サービス運営会社が登録を認めた方を本登録会員とします。なお、本登録会員は、登録申し込みにあたり、本サービスを受けるための対象となるJCBカードを指定するものとします(当該指定されたカードを「指定カード」という)。 2. 指定カードの本会員または家族会員で、かつ本登録会員以外の方が、サービス運営会社所定の方法にて本サービスへの登録を申し込み、サービス運営会社が登録を認めた方を追加登録会員とします。 3. 指定カードとは異なるJCBカードにて本サービスのご利用を希望される場合は別途登録が必要となります。
第3条 (提供サービス) 1. 本サービスの内容、利用方法等については、JCBが情報誌、または書面その他の方法により通知または公表します。 2. JCBが必要と認めた場合には、JCBがサービスおよびその内容を変更することがあります。 3. 登録会員は、サービスを受ける場合、JCB所定の方法により利用するものとします。	第3条 (提供サービス) 1. 本サービスは、指定カードにのみ適用されるサービスです。 2. 本サービスの内容、利用方法等については、サービス運営会社が情報誌(サービス運営会社が2か月に1回本登録会員に送付する媒体をいう。以下同じ)に記載して通知するか、または別途書面その他の方法により通知または公表します。なお、追加登録会員は、サービス運営会社が本登録会員宛てに送付した情報誌その他の通知を確認するものとします。 3. 本サービスの内容は変更される場合があります。その場合、サービス運営会社は、事前に前項の方法により登録会員に通知または公表します。 4. 登録会員は、サービスを受ける場合、サービス運営会社所定の方法により利用するものとします。 5. 情報誌は追加登録会員には送付されません。
	第4条 (本サービスの利用期間) 1. 登録会員は、サービス運営会社が登録会員に対して、登録が完了した旨の通知をしたときから、本サービスを利用することができます。 2. 登録会員は、サービス年会費の約定支払日の属する月の11ヵ月後の月の15日まで、本サービスを利用することができます。但し、登録会員とサービス運営会社のいずれからも当該期間の満了日までに通知がない場合には、本サービスの利用期間は1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。 3. 前項にかかわらず、サービス運営会社は6ヵ月前までに通知することにより、本サービスを終了できるものとします。この場合、JCBは登録会員に対して、登録会員が支払済みの最終年度のサービス年会費を12で除して、前項に基づく本サービスの本来の利用期間が終了するまでの残存月数を乗じた金額を返金するものとします。
第4条 (サービス年会費) 4. サービス年会費のお振替月は本サービスの登録後に送付される新規入会および登録内容に関するご案内に記載されている月とします。サービス年会費は通常のカードご利用代金と同様にJCB会員規約に基づく本登録会員のご指定口座からの自動振替(ショッピング1回払い)となります。 5. 本サービスの登録期間はサービス年会費ご請求時の売上締切日(請求月の前月の売上締切日)の翌日から1年間とします。登録会員よりとくに解約のお申し出のない限り自動継続となり、2年目以降も所定の期日に前項に定めるご指定口座からの自動振替(ショッピング1回払い)にてサービス年会費を支払うものとします。 6. JCBまたは提携会社の責に帰すべき事由によらず本サービス登録期間中に途中解約あるいは会員資格を失った場合であっても、いったんお支払いいただいたサービス年会費についてはお返ししません。 7. 登録会員が提携会社の本会員または家族会員である場合は、当該提携会社がJCBに代わってサービス年会費の集金を行います。 8. JCBが必要と認めた場合、サービス年会費は変更となる場合があります。 9. 登録会員がJCBまたは提携会社の責に帰すべき事由によらず会員資格を失った場合、またはサービス年会費を所定の期日にJCBに支払わない場合は、登録会員としての資格は失われるものとします。	第5条 (サービス年会費) 4. サービス年会費の支払いは、会員規約に基づき、指定カードによりショッピング利用をした場合と同様に、指定カードにかかる本会員のご指定口座からの自動振替(ショッピング1回払い)となります。本会員は、以下の区分ごとに定められた日、サービス年会費をお支払いいただくものとします。 (1)新たに登録を申し込んだ場合：サービス運営会社が第2条第1項または第2項の登録を認めた日の属する標準期間(会員規約第3章に定められた期間をいう)の満了日の翌月の約定支払日 (2)前条第2項に基づきサービス利用期間が延長された場合：サービス利用期間が延長された日の翌月の約定支払日 ※左記5項削除 5. JCBまたは提携会社の責に帰すべき事由によらず本サービス登録期間中に途中解約あるいは会員資格を失った場合であっても、いったんお支払いいただいたサービス年会費についてはお返ししません。 6. 登録会員が提携会社の本会員または家族会員である場合は、当該提携会社がJCBに代わってサービス年会費の集金を行います。 7. 翌年度(第4条第2項に基づく利用期間の延長後のことをいう)以降のサービス年会費は、変更となる場合があります。この場合、サービス運営会社は、新たなサービス年会費の適用が開始される日の3ヵ月前までに、情報誌に記載して通知するか、または別途書面その他の方法により通知します。なお、追加登録会員は、サービス運営会社が本登録会員宛てに送付した情報誌その他の通知を確認するものとします。 ※左記9項削除
第5条 (ご利用) 1. 本サービスは、登録をお申し込みの際にお届けいただいたJCBカードにのみ適用されるサービスです。2. 本サービスを新規にご登録いただいた際、本サービスはJCBがお送りする新規入会および登録内容に関するご案内の到着後よりご利用いただけます。	※全文削除
第7条 (その他) 1. 本サービスに関する登録会員の個人情報の開示・訂正・削除、その他個人情報の取り扱いについては、JCB会員規約が適用されます。 2. 登録会員は、JCBまたは提携会社の会員資格を失った場合は、同時に登録会員資格を失うものとします。 3. 本登録会員が解約となった場合には、同時に追加登録会員も解約となります。 4. 情報誌を前条の登録ご住所にて発送したにもかかわらず、所定の期間お届けできない場合、サービスを停止させていただくこともございます。 5. その他本規定に記載のない事項についてはJCB会員規約が適用または準用されます。	第7条 (登録資格の喪失) ※左記1項削除 1. 登録会員は、本条に基づき登録会員としての資格を失った場合は、以後、本サービスを利用することができません。 2. 登録会員は、指定カードを退会した場合、もしくは指定カードの会員資格を失った場合、またはサービス年会費を本規定の定めに基づき支払わない場合は、登録会員としての資格を失うものとします。 3. 情報誌を前条の住所宛てに発送したにもかかわらず、所定の期間お届けできない場合、サービスを停止させていただくこともございます。また、この場合、第4条第2項但書は適用されず、本サービスの利用期間の満了と共に、登録会員の資格は喪失するものとします。 4. 本登録会員の資格が喪失した場合、同時に追加登録会員の資格も喪失します。
	第8条 (規定の改定) 将来本規定が改定され、サービス運営会社はその内容を情報誌に記載して通知した後、またはその他の方法により通知した後に登録会員がカードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。なお、追加登録会員は、サービス運営会社が本登録会員宛てに送付した情報誌その他の通知を確認するものとします。
「J-Basket」会員規定にかかる特別 第2条(本規定の変更) 1. 本規定の「JCB会員規約」は「JCBデビット会員規約」に読み替えるものとします。 2. 本規定第4条第4項および第5項を以下のとおりに変更します。「4. サービス年会費の支払日は、本サービスの登録後に送付される新規入会および登録内容に関するご案内に記載されている月の10日(但し、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)となります。サービス年会費の支払いは、JCBデビット会員規約に基づき、デビットショッピング利用をした場合と同様の方法により決済されます。」 「5. 本サービスの登録期間はサービス年会費ご請求月の前月16日から1年間となります。登録会員よりとくに解約のお申し出のない限り自動継続となります。この場合、毎年、前項と同様にサービス年会費をお支払いいただくものとします。」	「J-Basket」会員規定にかかる特別 第2条(本規定の変更) 1. 本規定の「 会員規約 」は「JCBデビット会員規約」に読み替えるものとします。 2. 本規定 第5条第4項 を以下のとおりに変更します。「4. サービス年会費の支払いは、JCBデビット会員規約に基づき、デビットショッピング利用をした場合と同様の方法により決済されます。本会員は、以下の区分ごとに定められた日(但し、当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に、サービス年会費をお支払いいただくものとします。 (1)新たに登録を申し込んだ場合：サービス運営会社が第2条第1項または第2項の登録を認めた日の属する標準期間(毎月16日から翌月15日までの期間をいう)の満了日の翌月10日 (2)前条第2項に基づきサービス利用期間が延長された場合：サービス利用期間が延長された日の翌月10日」

【会員規約：新旧対比表】 主な改定箇所は次のとおりです。【赤字部分】改定または追加になった箇所

<共同利用会社>	<共同利用会社>
本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス等の提供	本規約に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○株式会社JCBトラベル 〒171-0033 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場TSビル 利用目的：旅行サービス、航空券・ゴルフ場等リザーベーションサービス、株式会社ジェーシービーと株式会社JCBトラベルが運営する「J-Basketサービス」等の提供